

千葉県食品等安全・安心協議会  
基本方針改正作業部会

# 基本方針改正作業部会報告書

平成 29 年 1 月

## 目次

資料 4-1 基本方針改正作業部会の構成

資料 4-2 基本方針改正の経緯及び趣旨

資料 4-3 「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する基本方針」改正案

- ・表紙

- ・目次

- ・基本方針本文

- I 改正の経緯

- II 基本的な考え方

- III 食品関連事業者、県の責務と消費者の役割

- IV 施策の方向

- V リスクコミュニケーションの促進

- VI 基本方針をより効果的に実現するための体制

- ・用語集

資料 4-4 「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する基本方針」本文新旧対照表

資料 4-5 基本方針改正スケジュール

## 「千葉県食品等安全・安心協議会 基本方針改正作業部会」

## 【部会員名簿】

	氏名	役職等	備考
部会員	土肥 暁	特定非営利活動法人食品保健科学 情報交流協議会 運営委員	部会長 学識経験者代表
	丸山 芳高	千葉県生活協同組合連合会 専務理事	消費者代表
	松浦 忠史	千葉県漁業協同組合連合会 参事兼総合管理部長	生産者代表
	内山 潤一郎	公益社団法人千葉県食品衛生協会 事務局長	製造・加工代表
	三宅 香	イオンリテール株式会社 広報部兼お客さまサービス部部长	流通代表
事務局	小山 裕士	健康福祉部衛生指導課 副課長	
	藤平 英一	健康福祉部衛生指導課 企画調整班 班長	
	柴野 貴徳	健康福祉部衛生指導課 企画調整班 技師	
	酒井 のぞみ	健康福祉部衛生指導課 企画調整班 技師	

## 【開催日時】

第1回 平成28年11月30日（水）～12月13日（火）  
電子メール等による意見交換

第2回 平成28年12月22日（木）

## 千葉県食品等の安全・安心の確保に関する基本方針の改正について

## 【経 緯】

「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する基本方針」は、千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例第7条の規定により、生産から消費に至る総合的施策を実施するため、食品等の安全・安心の確保に関する基本的方向や講ずべき施策を示す。

基本方針は、平成18年に同条例が施行された翌年(平成19年3月)に策定されて以来、10年が経過している。

この間の社会背景として、食品を原因とする死亡事故や食材の産地表示偽装や異物混入などの諸問題が続発したことを受け、新法の制定や関係法令(条例)の一部改正、また国のガイドライン策定等により、新たな制度を取り入れながら食品衛生行政を推進していくこととなった。

このような状況から、本県でも、現行の施策について整合性を図り、必要な修正を行い、「食」を巡る新たな動向に即応できる体制にすることを目的とし、今回、基本方針の見直し(改正)を行うこととした。

## 【改正の趣旨】

- ・ 県庁内の各食品関係課において、現状からおよそ5年先を見越して実施される主たる事業に見合うように、基本方針の施策内容を修正する。
- ・ 本文中の専門用語等を解説する「用語集」も現状に即して校正し、施策の内容がわかりやすいように配慮する。

## 【参 考】

## 基本方針の根拠条例

「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」

第7条 知事は、食品等の安全・安心の確保に関する基本的な方針(以下この条例において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 食品等の安全・安心の確保に関する基本的事項
- 二 食品等の安全・安心の確保のため総合的に講ずべき施策
- 三 前各号に掲げるもののほか、食品等の安全・安心の確保のために必要な事項

3 知事は、基本方針を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く県民の意見を求めなければならない。

4 知事は、前項の規定により提出された意見及び情報を考慮して基本方針を定め、又は変更しなければならない。

5 知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。